

災害関係保証の制度概要について

東北地方太平洋沖地震災害が激甚災害法における激甚災害に指定されたことにより、市町村長から罹災証明を受けた中小企業者は災害関係保証の資格要件を満たすこととなります。災害関係保証の概要は以下のとおりです。

制度の概要

項目	内容
保証対象	以下の①および②の要件を満たす被災中小企業者 ①被災地域内に事業所を有する者 ②激甚災害により事業所・工場等が直接被害を受けた者 以上の要件を満たす場合、被災中小企業者の申請により罹災証明書が市長村長から発行されます。
保証限度額	2億8千万円(うち無担保8千万円)
資金用途	被災中小企業者の事業の再建に必要な資金
保証期間	運転資金 10年 設備資金 15年
貸付形式	証書貸付、手形貸付
返済方法	割賦償還(据置期間12ヶ月以内)
貸付利率	金融機関所定
保証料率	0.80%(一定料率)
責任共有	責任共有対象外(100%保証)
取扱期間	平成23年3月11日～平成23年9月11日 貸付始期が上記期間内に収まる必要があります。
添付書類	市町村長が発行した罹災証明書を添付してください。